

厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）新旧対照表—10

新	旧
<p>(その2の3) 平成11年厚生省告示第192号第1項第1号に規定する額の明細書 (略)</p> <p>権利義務を移転する基金の権利義務の移転日の前日における代行給付の 現価相当額の明細書 (略)</p> <p>記入上の注意 1 この明細書は、平成12年4月1日から基金解散日（<u>基金解散日が平成 17年10月1日以後の場合は、平成17年9月30日</u>）までに基金間 の権利義務の移転又は承継があった基金において解散日に責任準備金算 出告示第7項から第11項までに定める必要な読み替えを行って算出す る場合に作成すること。 2～5 (略)</p>	<p>(その2の3) 平成11年厚生省告示第192号第1項第1号に規定する額の明細書 (略)</p> <p>権利義務を移転する基金の権利義務の移転日の前日における代行給付の 現価相当額の明細書 (略)</p> <p>記入上の注意 1 この明細書は、平成12年4月1日から基金解散日までに基金間の権利 義務の移転又は承継があった基金において解散日に責任準備金算出告示 <u>第5項から第10項に定める必要な読み替えを行って算出する場合に作 成すること。</u> 2～5 (略)</p>

厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）新旧対照表—12

新	旧
<p>(その4)</p> <p>平成11年厚生省告示第192号第1項第3号から第3号の4、 第5号から第5号の5、第7号から第9号の4、第11号から第14号まで に規定する額の明細書</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 再加入者に係る代行給付の現価相当額 (略)</p> <p><u>(注1)</u> 平成17年9月30日までの再加入者について作成すること。</p> <p><u>(注2)</u> (略)</p> <p><u>(注3)</u> (略)</p> <p><u>(注4)</u> (略)</p>	<p>(その4)</p> <p>平成11年厚生省告示第192号第1項第3号から第3号の4、 第5号から第5号の4、第7号から第9号の4に規定する額の明細書</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 再加入者に係る代行給付の現価相当額 (略)</p> <p><u>(注1)</u> (略)</p> <p><u>(注2)</u> (略)</p> <p><u>(注3)</u> (略)</p>

厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）新旧対照表—13

新	旧
---	---

5 権利義務の移転及び承継

(1) 連合会からの権利義務の承継

ア 中途脱退者由来

加入員番号	基礎年金番号	性別	生年月日	氏名	昭和61年4月1日以前加入した被保険者であった期間	昭和61年4月1日以後平成15年4月1日以前加入した被保険者であった期間	昭和61年4月1日以後平成15年4月1日以後平成17年4月1日以前加入した被保険者であった期間	昭和61年4月1日以後平成15年4月1日以後平成17年4月1日以後平成17年加入した被保険者であった期間	平成17年4月1日以後の特例期間	給付乗率	平成16年告示第358号の別表1の率	平成16年告示第358号の別表2の率	現価相当額を交付した年月	代行給付の現価相当額
					月 円	月 円	月 円	月 円	月 円					円

(頁)

(注1) 代行給付の現価相当額には、平成16年厚生労働省告示第358号の規定の例により計算した額を記入。

(注2) 法附則第32条第1項等の認可を受けた基金においては、当該認可を受けた日の属する月の前月までに係る数値を記入すること。

厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）新旧対照表—14

新	旧
---	---

イ 解散基金由来

加入員番号	基礎別	性	生年月日	氏名	昭和61年4月1日前の加入員たる被保険者であった期間	昭和61年4月1日以後平成15年4月1日前の加入員たる被保険者であった期間	昭和61年4月1日以後平成17年4月1日前の加入員たる被保険者であった期間	平成17年4月1日以後平成19年4月1日前の加入員たる被保険者であった期間	平成19年4月1日以後平成21年4月1日前の加入員たる被保険者であった期間	特別期間	給付乗率	平成16年告示第359号の別表1の率	平成16年告示第359号の別表2の率	法第15条第1項に定める中途脱退者に係る去期間代付現価相当額	最低責任準備金/過去期間代行給付現価相当額(連合会)	年金給付等積立金を交付した年月	法第16条第4項に規定する年金給付等積立金の額
					月 円	月 円	月 円	月 円	月 円					円			円

(頁)

(注) 連合会の最低責任準備金/過去期間代行給付現価相当額は、交付日の前年度末日（交付日が4月1日から9月30日の場合には前々年度末日）のものを記入すること。

厚生年金基金の解散等及び清算について (昭和50年2月19日年発第236号) 新旧対照表—15

新	旧
---	---

(2) 基金からの権利義務の承継 (事業所単位)

年金給付等積立金 (代行部分) の明細書

権利義務承継日の前日における移転基金の最低責任準備金	①	円
権利義務承継日の前日において移転基金が給付の支給に関する義務を負っていた者に係る権利義務承継日の前日における過去期間代行給付現価相当額	②	
権利義務承継日の前日において移転基金が給付の支給に関する義務を負っていた者のうち権利義務承継により当該基金が給付の支給に関する義務を承継した者に係る権利義務承継日の前日における過去期間代行給付現価相当額	③	
権利義務承継日の前日における移転基金の最低責任準備金のうち当該基金に係る額	④	

(注) ④=①×③/②

権利義務承継日の前日における過去期間代行給付現価相当額の明細書

加入員番号	基礎年金番号	性別	生年月日	氏名	昭和61年4月1日	昭和61年4月1日	昭和61年4月1日	昭和61年4月1日	平成15年4月1日	平成15年4月1日	平成17年4月1日	平成17年4月1日	平成17年4月1日	積例期間	給付乗率	平成16年	平成16年	過去期間代行給付現価相当額	備考
					前の加入員たる被保険者であった期間	前の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額額の合計額	以後平成15年4月1日の加入員たる被保険者であった期間	以後平成15年4月1日の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額額の合計額	以後平成17年4月1日の加入員たる被保険者であった期間	以後平成17年4月1日の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額額の合計額	以後の加入員たる被保険者であった期間	以後の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額の合計額	厚生労働省告示第359号の別表第1の率			厚生労働省告示第359号の別表第2の率			
					月	円	月	円	月	円	月	円	月	円					

(頁)

厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）新旧対照表—16

新	旧
---	---

(3) 基金への権利義務の移転（事業所単位）

年金給付等積立金（代行部分）の明細書

権利義務承継日の前日における当該基金の最低責任準備金	①	円
権利義務承継日の前日において当該基金が給付の支給に関する義務を負っていた者に係る権利義務承継日の前日における過去期間代行給付現価相当額	②	
権利義務承継日の前日において当該基金が給付の支給に関する義務を負っていた者のうち権利義務承継により承継基金が給付の支給に関する義務を承継した者に係る権利義務承継日の前日における過去期間代行給付現価相当額	③	
権利義務承継日の前日における当該基金の最低責任準備金のうち承継基金に係る額	④	

(注) ④=①×③/②

権利義務移転日の前日における過去期間代行給付現価相当額の明細書

加入員番号	基礎年金番号	性別	生年月日	氏名	昭和61年4月1日	昭和61年4月1日	昭和61年4月1日	昭和61年4月1日	平成15年4月1日	平成15年4月1日	平成17年4月1日	平成17年4月1日	特例期間	給付乗率	平成16年	平成16年	過去期間代行給付現価相当額	備考
					前の加入員たる被保険者であった期間	前の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額額の合計額	以後平成15年4月1日前の加入員たる被保険者であった期間	以後平成15年4月1日前の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額額の合計額	以後平成17年4月1日前の加入員たる被保険者であった期間	以後平成17年4月1日前の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額の合計額	厚生労働省告示第359号の別表第1の率	厚生労働省告示第359号の別表第2の率						
					月	円	月	円	月	円	月	円						

(頁)

厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）新旧対照表—17

新	旧
---	---

(4) 基金からの権利義務の承継（個人単位）

移元基金		交付日	基礎年金番号	性別	生年月日		氏名	年金給付等積立金(代行部分)	備考
基金番号	基金名				元号	年月日			
								円	

(5) 基金への権利義務の移転（個人単位）

承継先基金		交付日	基礎年金番号	性別	生年月日		氏名	年金給付等積立金(代行部分)	備考
基金番号	基金名				元号	年月日			
								円	

厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）新旧対照表—18

新

旧

(6) 確定給付企業年金への権利義務移転

加入員番号	基礎年金番号	性別	生年月日	氏名	昭和61年4月1日前の加入者であった期間	昭和61年4月1日以後平成15年4月1日前の加入者であった期間	昭和61年4月1日以後平成17年4月1日前の加入者であった期間	平成17年4月1日以後平成17年4月1日加入者であった期間	平成17年4月1日以後平成17年4月1日加入者であった期間	特例期間	給付乗率	平成16年告示第359号の別表1の率	平成16年告示第359号の別表2の率	法第16条第1項に規定する中途退等に係る去間代付現価相当額	基金の最低責任準備金	基金の過去期間代付現価相当額	代行相当部分の年金給付等積立金の額
					月 円	月 円	月 円	月 円	月 円					円			円

(頁)

(注) 基金の最低責任準備金及び過去期間代付現価相当額は、交付日の前年度末日（交付日が4月1日から9月30日の場合には前々年度末日）の額を記入すること。

厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）新旧対照表—19

新	旧
<p>(様式第3号の2)～(様式第7号) (略)</p> <p>(様式第8号) 解散基金加入員分配金相当額交付申出書</p> <p>厚生年金保険法第161条第4項の規定により、下記の者にかかる分配金相当額を申し出ます。</p> <p>(略)</p>	<p>(様式第3号の2)～(様式第7号) (略)</p> <p>(様式第8号) 解散基金加入員分配金相当額交付申出書</p> <p>厚生年金保険法第162条の3第4項の規定により、下記の者にかかる分配金相当額を申し出ます。</p> <p>(略)</p>

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表—1

新	旧
<p>別紙 厚生年金基金財政運営基準</p> <p>【目次】 (略)</p> <p>第1 用語の定義</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 変更計算</p> <p>掛金の算定の基礎となる事項に変更があり、<u>基金規則第3条第3号</u>又は第32条の3に規定する掛金の算出の基礎を示した書類を作成するにあたって掛金を計算することであって、財政再計算以外のものをいう。</p> <p>(11)～(23) (略)</p> <p>(24) 移換加入員</p> <p>法第144条の5第2項に規定する移換加入員をいう。</p> <p>(25)～(26) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 債務の評価</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>別紙 厚生年金基金財政運営基準</p> <p>【目次】 (略)</p> <p>第1 用語の定義</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 変更計算</p> <p>掛金の算定の基礎となる事項に変更があり、<u>基金規則第2条第3号</u>又は第32条の3に規定する掛金の算出の基礎を示した書類を作成するにあたって掛金を計算することであって、財政再計算以外のものをいう。</p> <p>(11)～(23) (略)</p> <p>(24) 移換加入員</p> <p>法第144条の3第2項に規定する移換加入員をいう。</p> <p>(25)～(26) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 債務の評価</p> <p>(1)～(2) (略)</p>

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表—2

新	旧
<p>(3) 給付債務及び未償却過去勤務債務残高</p> <p>ア</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 受給待期脱退者</p> <p>基準日までに加入員の資格を喪失した者のうち、基準日において受給権の裁定を受けていない者及び年金受給権者のうち、年金たる給付の全額が支給停止されている者（ただし、<u>企業年金連合会</u>（以下「連合会」という。）に支給義務を移転すべき中途脱退者及び死亡が確認された者は除く。）</p> <p>(エ)～(オ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第4 財政計算</p> <p>1 財政計算を行うべき場合</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 変更計算</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 最低積立基準額及び最低責任準備金の確保</p> <p>(ア) (略)</p>	<p>(3) 給付債務及び未償却過去勤務債務残高</p> <p>ア</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 受給待期脱退者</p> <p>基準日までに加入員の資格を喪失した者のうち、基準日において受給権の裁定を受けていない者及び年金受給権者のうち、年金たる給付の全額が支給停止されている者（ただし、<u>厚生年金基金連合会</u>（以下「連合会」という。）に支給義務を移転すべき中途脱退者及び死亡が確認された者は除く。）</p> <p>(エ)～(オ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第4 財政計算</p> <p>1 財政計算を行うべき場合</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 変更計算</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 最低積立基準額及び最低責任準備金の確保</p> <p>(ア) (略)</p>

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表—3

新	旧
<p>(イ) 次の4の(2)に定める積立水準の回復計画をすでに実施しており、当該計画の予定する時点までに純資産額が最低積立基準額（平成19年3月31日までの日を基準日とする財政計算においては、最低積立基準額に0.9を乗じて得た額。）又は最低責任準備金の105%のいずれか大きい額以上となることが見込まれる場合（ただし、資産評価の方法として数理的評価を採用している場合には、「純資産額」を「数理上資産額」と読み替えて適用することができる。）であり、かつ、法第178条の2に規定する指定基金（以下「指定基金」という。）にあっては、法第178条の2に基づき当該基金が定める健全化計画（以下「健全化計画」という。）の最終事業年度（以下「最終事業年度」という。）末日における純資産額が最低責任準備金に0.9を乗じて得た額以上となることが見込まれる場合</p> <p>キ～サ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 掛金の算定方法</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 過去勤務債務のその他の償却方法</p> <p>ア～ウ （略）</p>	<p>(イ) 次の4の(2)に定める積立水準の回復計画をすでに実施しており、当該計画の予定する時点までに純資産額が最低積立基準額（平成19年3月31日までの日を基準日とする財政計算においては、最低積立基準額に0.9を乗じて得た額。）又は最低責任準備金の105%のいずれか大きい額以上となることが見込まれる場合。ただし、資産評価の方法として数理的評価を採用している場合には、「純資産額」を「数理上資産額」と読み替えて適用することができる。</p> <p>キ～サ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 掛金の算定方法</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 過去勤務債務のその他の償却方法</p> <p>ア～ウ （略）</p>

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表—4

新	旧
<p><u>エ 段階引上げ償却（平成14年4月1日前に設立された基金（同日以降に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立された基金を含む。）に限る。）</u></p> <p><u>財政計算の基準日の翌々日から起算して5か年以内に定期的かつ引上げ幅が経年的に大きくならない方法で段階的に引上げる特別掛金を設定する方法。</u></p> <p><u>この場合、次の各号の要件を満たしていること。</u></p> <p><u>（ア）掛金引上げの時期及びその掛金を規約に定めること。</u></p> <p><u>（イ）段階引上げに基づく特別掛金収入現価が未償却過去勤務債務残高を上回っていること。</u></p> <p><u>（ウ）段階引上げ期間中の財政計算により特別掛金を見直すときには、従来の段階引上げ掛金に新たに発生し、又は減少した未償却過去勤務債務残高に対応する特別掛金（新たに段階引上げ償却する場合を含む。）を加えたものであり、従来の段階引上げの最終段階の掛金のみを引上げるものでないこと。</u></p> <p><u>（エ）許容繰越不足金を、前記1の（3）のオに規定する許容繰越不足金と、前記1の（3）のオの（ア）のbに定める率を当該段階引上げの最初の引上げ幅として前記1の（3）のオの（ア）に掲げる方法により算定した額のいずれか低い額としていること。</u></p> <p><u>（オ）選択一時金を設けている加算型の基金については、選択一時金を休止することを規約に定めていること。（ただし、基準日において年金受給者及び受給待期脱退者である者に係る選択一時金の合計額に最低責任準備金を加えた額を純資産額が上回っている場合を除く。）</u></p>	

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表—5

新	旧
<p>(8) 特例掛金 特例掛金（前記（5）のイ及び後記4に規定する特例掛金は除く。）は、毎事業年度、予算に用いる基礎数値をもとに算定することとし、当該年度に係る特例掛金の総額が、特例掛金を徴収しなかったとした場合に生ずると見込まれる年金経理の当年度不足金の額を原則として超えないものとする。この場合、当該年度に徴収する当該特例掛金をあらかじめ規約に定めること。なお、特例掛金の期中の変更は、期中に給付設計の変更等により財政計算を行ったために、当年度剰余金が見込まれることとなる場合を除いては認められないこと。</p> <p>(9) (略)</p> <p>4 最低積立基準額及び最低責任準備金の確保 前記1の(3)のイに該当する基金（<u>指定基金を含む。</u>）は、次の(1)又は(2)に掲げる方法のうち、あらかじめ定めた方法により、最低積立基準額及び最低責任準備金を確保すること。ただし、当該方法は、原則として、継続して用いるものであること。 この場合において、資産評価の方法として数理的評価を用いている場合にあっては、次の(1)及び(2)の規定中「純資産額」を「数理上資産額」と読み替えて、これらを適用することができること。</p>	<p>(8) 特例掛金 特例掛金（前記（5）のイ及び後記4に規定する特例掛金は除く。）は、毎事業年度、予算に用いる基礎数値をもとに算定することとし、当該年度に係る特例掛金（<u>前記（5）のイ及び後記4に規定する特例掛金は除く。</u>）の総額が、特例掛金（<u>前記（5）のイ及び後記4に規定する特例掛金は除く。</u>）を徴収しなかったとした場合に生ずると見込まれる年金経理の当年度不足金の額を原則として超えないものとする。この場合、当該年度に徴収する当該特例掛金（<u>前記（5）のイ及び後記4に規定する特例掛金を除く。</u>）をあらかじめ規約に定めること。なお、特例掛金（<u>前記（5）のイ及び後記4に規定する特例掛金を除く。</u>）の期中の変更は、期中に給付設計の変更等により財政計算を行ったために、当年度剰余金が見込まれることとなる場合を除いては認められないこと。</p> <p>(9) (略)</p> <p>4 最低積立基準額及び最低責任準備金の確保 前記1の(3)のイに該当する基金は、次の(1)又は(2)に掲げる方法のうち、あらかじめ定めた方法により、最低積立基準額及び最低責任準備金を確保すること。ただし、当該方法は、原則として、継続して用いるものであること。 この場合において、資産評価の方法として数理的評価を用いている場合にあっては、次の(1)及び(2)の規定中「純資産額」を「数理上資産額」と読み替えて、これらを適用することができること。</p>

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表—6

新	旧
<p>また、指定基金については、次の（1）又は（2）に掲げる方法のいずれをとった場合でも、最終事業年度末日における純資産額が最低責任準備金に0.9を乗じて得た額以上であること。</p> <p>なお、指定基金であって、次の（1）の方法を用いている基金及び（2）の規定中「純資産額」を「数理上資産額」と読み替えて適用している基金においては、直近の財政検証の基準日から最終事業年度末日までの純資産額の見込額と最低責任準備金の見込額を欄外に列記すること。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法 ①～④ （略）</p> <p>⑤ 指定基金に関する留意点</p> <p>指定基金が積立水準の回復計画を作成する場合は、健全化計画と同じ前提で作成すること。また、積立水準の回復計画の前提が健全化計画の前提と異なるに至ったときは、積立水準の回復計画の見直しを行うこと。</p> <p>5～7 （略）</p> <p>第5～第7 （略）</p>	<p>（1） （略）</p> <p>（2） 積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法 ①～④ （略）</p> <p>5～7 （略）</p> <p>第5～第7 （略）</p>